

～ 販路開拓の取り組みを支援します～ 『小規模事業者持続化補助金』のご案内

小規模事業者が、商工会議所の指導を受けて、持続的な経営に向けた「事業計画」をつくり、その計画に沿って取り組む販路開拓等に必要となる経費の一部を補助する制度です。

【対 象 者】 小規模事業者

- 卸売・小売業、サービス業（宿泊・娯楽業は除く）
＝常時使用する従業員5人以下
- 製造業、サービス業（宿泊・娯楽業）、その他
＝常時使用する従業員20人以下

【補助率・補助額】 対象経費の2/3以内 上限額50万円（通常枠）

通常枠とは別の創業枠、卒業枠、賃金引上げ枠、後継者支援枠に該当する場合の上限額は200万円、インボイス枠の上限額は100万円になります。
なお、賃金引上げ枠は赤字事業者の場合、補助率は3/4になります。

※それぞれの枠の要件については、令和元年度・令和3年度補正予算
小規模事業者持続化補助金＜一般型＞の公募要領でご確認ください。

【申 請 期 限】 令和4年 6月3日(金)

※今回の締め切り後も申請が可能となり、9月中旬、12月上旬、令和5年2月下旬を予定として、締め切りを設けています。

- ### 【対象経費の例】
- 《新商品開発》 新商品の試作品や包装パッケージの試作開発
 - 《広告宣伝》 新商品・新サービスの販促用チラシ作成
 - 《商談会・展示会への出展》 新商品を展示会等に出展（オンラインも可）
 - 《機械装置等の導入》 新たなサービス提供のための製造・試作機械導入

- ### 【事前確認】
- 申請には舞鶴商工会議所の事前確認（事業支援計画書の発行）が必要となります。事前確認に関する書類の提出については、事務処理上5月25日（水）必着でお願いします。

- ### 【申 請 先】
- 〒151-8799 代々木郵便局留め
【一般型】 商工会議所地区 小規模事業者持続化補助金事務局
Tel 03-6632-1502（9:00～12:00、13:00～17:00（土日祝日除く）
本補助事業の詳細や申請書類はホームページでご確認ください。
(<https://r3.jizokukahojokin.info>)

問い合わせ先

舞鶴商工会議所

〒625-0036 舞鶴市字浜66

Tel 62-4600 Fax 62-4933

裏面も
ご覧下さい。